

自治体職員のための政策法務入門

～公共政策立案に必要な法的知識の修得を目指して～

代執行費用の徴収手続①

鹿児島大学教授
宇那木正寛

今回のポイント
今から数回にわたり、代執行費用の徴収手続について解説します。

① 代執行費用の徴収

自治体は、行政代執行法第5条に定める代執行に要した費用（以下「代執行費用」という。）の徴収に際し、後述する納付命令により納付義務を確定します。その上で、納付義務者が納付しない場合には、行政上の強制徴収（＝滞納処分）手続に移行します。

行政代執行法第6条は、国税滞納処分の例により、代執行費用を徴収することができると定めています。しかし、代執行費用であっても、自治体の歳入である場合には、地方自治法第231条の3第3項の定めがあることから、地方税の滞納処分の例により徴収されることとなります。また、代執行費用については国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有します（自治法第231条の3第3項）。

〔行政代執行法〕

第6条 代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

2 代執行に要した費用については、行政庁は、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有する。

3 代執行に要した費用を徴収したときは、その徴収金は、事務費の所属に従い、国庫又は地方公共団体の経済の収入となる。

〔地方自治法第231条の3〕

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料、法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第1項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の

順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

なお、自治体の歳入であっても、道路法第73条、海岸法第35条などのように個別法令において督促から始まる強制徴収手続が具体的に定められている場合には、地方自治法第231条の3第3項の特別法である当該法令が適用されます。⁽¹⁾

【道路法】

(負担金等の強制徴収)

第73条 この法律、この法律に基づく命令若しくは条例又はこれらによつてした処分により納付すべき負担金、占用料、駐車料金、割増金、料金、連結料又は停留料金(以下これらを「負担金等」という。)を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、道路管理者は、条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。ただし、手数料の額は督促状の送付に要する費用を勘案して定め、延滞金は年14・5パーセントの割合を乗じて計算した額を超え

ない範囲内で定めなければならない。

3 第1項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、道路管理者は、国税滞納処分例により、前2項に規定する負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等並びに手数料及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 手数料及び延滞金は、負担金等に先だつものとする。

5 負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収する権利は、これらを行使することができる時から5年間行使しない場合においては、時効により消滅する。

【海岸法】

(強制徴収)

第35条 第11条の規定に基づく占用料及び土石採取料並びに第12条第10項、第30条、第31条第1項、第32条第3項及び第33条第1項の規定に基づく負担金(以下この条及び次条においてこれらを「負担金等」と総称する。)を納付しない者があるときは、海岸管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければ

ならない。

2 前項の場合においては、海岸管理者は、主務省令で定めるところにより延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、年14・5パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内で定めなければならない。

3 第1項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、海岸管理者は、国税滞納処分例により、前2項に規定する負担金等及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、負担金等に先だつものとする。

5 負担金等及び延滞金を徴収する権利は、これらを行使することができる時から5年間行使しないときは、時効により消滅する。

代執行費用は、地方税の滞納処分例により、優位に徴収を進めることができるため、民事手続による強制執行を行うことはできないとされます。また、代執行費用債権を保全するための仮差押えなどの民事保全手続も利用できません。

【参考判例―最大判昭41・2・23民集20巻2号320頁】

「農業共済組合が組合員に対して有するこれら債権について、法が一般私法上の債権にみられない特別の取扱いを認めているのは、農業災害に関する共済事業の公共性に鑑み、その事業遂行上必要な財源を確保するためには、農業共済組合が強制加入制のもとにこれに加入する多数の組合員から収納するこれらの金円につき、租税に準ずる簡易迅速な行政上の強制徴収の手段によらしめることが、もつとも適切かつ妥当であるとしたからにはほかならない…（中略）…。農業共済組合が、法律上特にかような独自の強制徴収の手段を与えられながら、この手段によることなく、一般私法上の債権と同様、訴えを提起し、民訴法上の強制執行の手段によつてこれら債権の実現を図ることは、前示立法の趣旨に反し、公共性の強い農業共済組合の権能行使の適正を欠くものとして、許されないとはいわなければならない。」

② 納付命令と納入の通知

（一）納付命令

納付命令とは、代執行費用を徴収するため必要な手続の一つであり（行政代執行法第5条）、具体的な費用額を確定する効果を有します。

【行政代執行法】

第5条 代執行に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対し、文書をもつてその納付を命じなければならない。

納付命令には、①実際に要した費用の額、②その納期日を定め、これを文書によつて納付を命じる必要があります。なお、「実際に要した費用の額」については、その内訳まで記載する必要はありません。

【参考裁判例―東京地判昭54・8・21判自377号65頁】

「行政代執行法第5条は、『代執行に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対し、文書をもつてその納付を命じなければ

ならない。』と規定しており、右規定によれば、納付命令には実際に要した費用の内訳を記載するまでの必要はないというべきである。」

納付命令は、処分と解されています。したがって、行政不服審査法第82条及び行政事件訴訟法第46条の定めるところにより、各規定の定める事項について相手方に書面で教示する必要があります。

まず、不服申立てに関しては、①当該処分につき不服申立てをすることができる旨、②不服申立てをすべき行政庁、③不服申立てをすることができる期間を教示しなければなりません。

また、訴訟に関しては、①被告とすべき者、②出訴期間、③法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときはその旨、④法律に当該処分についての審査請求に対する裁決に対してのみ取消訴訟を提起することができる旨の定めがあるときはその旨など、を書面で教示しなければなりません。

【行政不服審査法】

（不服申立てをすべき行政庁等の教示）

第82条 行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立て（以下この条において「不服申立て」と総称する。）をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。

2 行政庁は、利害関係人から、当該処分が不服申立てをすることができる処分であるかどうか並びに当該処分が不服申立てをすることができるものである場合における不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間につき教示を求められたときは、当該事項を教示しなければならない。

3 前項の場合において、教示を求めた者が書面による教示を求めたときは、当該教示は、書面で行わなければならない。

【行政事件訴訟法】

（取消訴訟等の提起に関する事項の教示）
第46条 行政庁は、取消訴訟を提起することができる処分又は裁決をする場合に

は、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。

(1) 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者

(2) 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の出訴期間

(3) 法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、その旨

2 行政庁は、法律に処分についての審査請求に対する裁決に対してのみ取消訴訟を提起することができる旨の定めがある場合において、当該処分をするときは、当該処分の相手方に対し、法律にその定めがある旨を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。

3 行政庁は、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものを提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。

ならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。

(1) 当該訴訟の被告とすべき者

(2) 当該訴訟の出訴期間

納付命令における教示の一例を示すと次のようになります。

【納付命令における教示の例】

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、□□市長に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算してから6箇月以内に、□□市を被告として（訴訟において□□市を代表する者は□□市長）提起することができます。

なお、この処分について市長に対する審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して6箇月以内に□□市を被告として（訴訟において□□市を代表する者は□□市長）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、納付命令は、納付すべき金銭の額を

確定し、一定の額の金銭の納付を命じる処分であることから、聴聞手続等の事前手続は必要ありません（行政手続法第13条第2項第4号）。

【行政手続法】

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

（1） 次のいずれかに該当するとき 聴聞
イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であつて行政庁が相当と認めるとき。

（2） 前号イからニまでのいずれにも該当

しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

（1） 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

（2） 法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であつて、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

（3） 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であつてその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

（4） 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給

付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

（5） 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして政令で定める処分をしようとするとき。

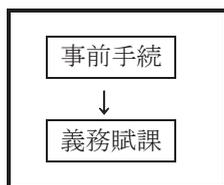
また、納付命令は前述のように処分であることから、代執行費用以外の費用が含まれているなどとして当該納付命令自体の瑕疵を理由に取消訴訟で争えることは言うまでもありません。

これに対し、先行行為である措置命令や改善命令が違法であることを納付命令の取消事由として主張することはできません。というのも、措置命令や改善命令といった義務賦課行為と納付命令の間において違法性の承継は認められないと解されているからです。

【参考裁判例】名古屋地判平20・11・20判自319号26頁

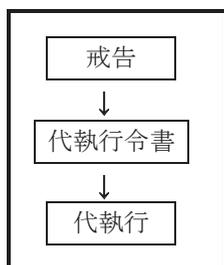
「代執行は措置命令に後続し、費用納付命令は代執行に後続するという関係にはあるが、これらは、それぞれ別個の手続で、別個の法律効果を目的とするものであり、

【代執行プロセスにおける行為間の違法性の承継】



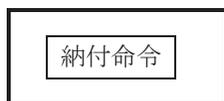
義務賦課手続間では違法性の承継が認められる。

義務賦課の各手続と代執行の各手続間での違法性の承継は認められない。

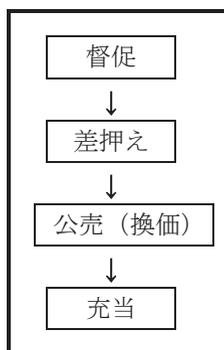


代執行の各手続間では違法性の承継が認められる。

代執行の各手続と代執行費用確定手続間での違法性の承継は認められない。



代執行費用確定手続と滞納処分の各手続間では違法性の承継は認められない。



滞納処分の各手続間では違法性の承継が認められる。

先行行為と後行行為とが同一の目的を達成する手段と結果の関係を成しこれらが相結合して一つの効果を完成する一連の行為となっており、代執行の違法性を承継するものと解

することはできないし、代執行の前提となる措置命令の違法性を承継するものと解することもできない。」
 他方、措置命令や改善命令が重大かつ明白な瑕疵により無効である場合には、納付命令

に対する取消訴訟において違法性の承継について議論するまでもなく、後行の処分固有の取消・無効事由として主張することができます。

【参考裁判例—東京地判平25・3・7判自377号65頁】

「法令上先行の処分の存在を前提として後行の処分がされる関係にある場合において、先行の処分が、重大かつ明白な瑕疵により無効なものであるときや、取消判決等により取り消されるなどしたときは、後行の処分の前提となるべき先行の処分はそもそも有効に存在しないこととなるから、後行の処分が先行の処分の違法性を承継するか否かについて検討するまでもなく、後行の処分の取消訴訟において先行の処分が有効に存在しないことを後行の処分の取消事由として主張することが許されることとなる。」

代執行令書には、「代執行に要する費用の概算による見積額」を記載することが求められていますが、これをもって代執行令書が代執行費用の費用確定手続の一環を構成するものとは解されていません。よって、納付命令に対する取消訴訟において、代執行令書の違法性を主張することはできないこととなります。

【行政代執行法】

第3条 前条の規定による処分（代執行）をなすには、相当の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないときは、代執行をなすべき旨を、予め文書で戒告しなければならない。

2 義務者が、前項の戒告を受けて、指定の期限までにその義務を履行しないときは、当該行政庁は、代執行令書をもって、代執行をなすべき時期、代執行のために派遣する執行責任者の氏名及び代執行に要する費用の概算による見積額を義務者に通知する。

3 非常の場合又は危険切迫の場合において、当該行為の急速な実施について緊急の必要があり、前2項に規定する手続をとる暇がないときは、その手続を経ないで代執行をすることができる。

【参考裁判例—東京地判昭44・9・25判時579号46頁】

「代執行費用の納付は代執行に後続し、代執行の終了を前提とするものではあるが、本来代執行とは別個の手続に属する行為であり、このことは、法が『実際に要した費用の額及びその納期日』を定めた納付命令によって費用納付義務を具体的に確定

し（たとえば、代執行法5条参照）国税徴収法の例によってこれを徴収する（同法6条1項参照）として徴収することにもおのずから明らかである。もつとも、本件に適用されるべき行政代執行法によれば、代執行令書には『代執行に要する費用の概算による見積額を記載』してこれを義務者に通知することとなっている（3条2項参照）が、これは、『代執行をなすべき時期を記載』して通知することと共に、実力による公法上の義務の履行の実現を可及的に回避せんとする法意に出たものであって、執行費用の納付徴収そのものが代執行手続の一環を構成することを意味するものではない。」

なお、納付義務者が、代執行費用の納付命令に対する取消訴訟を提起した後、滞納処分を回避するため、その全額を納付したとしても、訴えの利益は失われません。というのも、取消訴訟を提起し、勝訴すれば納付済みの代執行費用の返還がなされるという法的利益があるからです。

【参考裁判例—奈良地判平21・1・14】
DB254420191

「廃棄物処理法19条の8第5項が準用する行政代執行法5条に基づく代執行費用の

納付命令に記載された代執行費用の弁済が、直ちに当該納付命令の法律上の効果を消滅させるとする法律上の根拠はない：（中略）：…本件納付命令は、原告を含む9名の者（1法人を含む。）を連帯納付義務者として発せられており、本件納付命令に係る金員は既に他の連帯納付義務者の財産に対する差押えにより全額が徴収済みとなつて、これが認められるが、この場合であっても、これら差押えの対象とされた財産の所有者において当該差押えの前提となる納付命令の取消し等を得て徴収された金員の返還を受ける余地があり：…（中略）：したがって、本件納付命令に係る金員の全額が既に徴収済みであるとしても、原告には、なお本件納付命令の取消しを求める法律上の利益があるというべきである。」

（2）納入の通知

徴収に当たっては、あるいは、納付命令と同時に、歳入調定を行い、義務者に対し、納入の通知を行う必要があります（自治法第231条）。納入の通知は、納付命令により確定した債務についてその納入すべき金額、納期限などを通知し、これを催告する行為であり、処分ではありません。したがって、行政不服審査法第82条及び行政事件訴訟法第46

条に定める教示の必要はありません。

【地方自治法】

(歳入の収入の方法)

第231条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

納入の通知には、①所属年度、②歳入科目、③納入すべき金額、④納期限、⑤納入場所、⑥納入の請求の事由を記載する必要があります(自治法施行令第154条)。

【地方自治法施行令】

(歳入の調定及び納入の通知)

第154条 地方自治法第231条の規定による歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤つていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならない。

2 普通地方公共団体の歳入を収入するとき、地方交付税、地方譲与税、補助金、地方債、滞納処分費その他その性質上納入の通知を必要としない歳入を除き、納

入の通知をしなければならない。

3 前項の規定による納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でこれをしなければならない。ただし、その性質上納入通知書によりがたい歳入については、口頭、掲示その他の方法によつてこれを行うことができる。

注

(1) 松本英昭『新版 逐条地方自治法(第9次改訂版)』(学陽書房、2017) 863頁。

(2) 代執行費用は、歳入科目としては「(款) 諸収入、(項) 雑入、(目) 雑入」となる。

